

遺伝子組換え食品の表示

CHECK! 遺伝子組換え食品と食品衛生法

これまで任意であった遺伝子組換え食品の安全性審査が、食品衛生法の改正により、法的義務化されました。この改正により、平成13年4月1日から、厚生労働大臣が定める審査の手続を経て、安全性が確認されたものでなければ日本国内に輸入することや販売することができなくなりました。

また、安全性審査の法的義務化にともない、表示についても義務化されます。

WHEN? いつから表示されるのか

平成13年4月から表示が義務化されます。

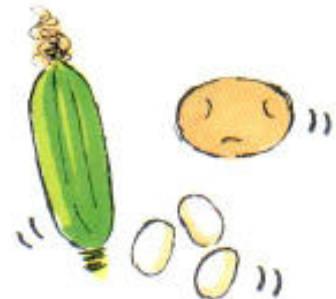
WHAT? どんな食品に表示されるのか

遺伝子を組換えた食用の農産物5種類とこれを原材料とする加工食品24種類が表示の対象となります。

(1) 食用の農産物

No.	農産物
1	大豆*
2	とうもろこし
3	ばれいしょ
4	菜種
5	綿実

*枝豆及び大豆もやしを含む



(2) 加工食品

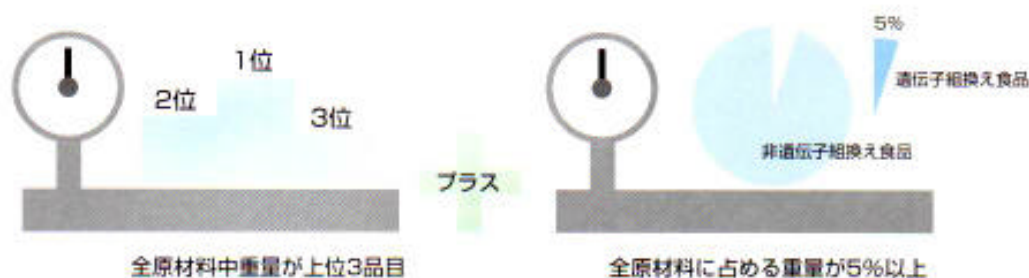
NO.	食品	対象農産物	NO.	食品	対象農産物
1	豆腐・油揚げ類	大豆	13	大豆たん白を主な原材料とする食品	大豆
2	凍豆腐、おから及びゆば	大豆	14	枝豆を主な原材料とする食品	枝豆
3	納豆	大豆	15	大豆もやしを主な原材料とする食品	大豆もやし
4	豆乳類	大豆	16	コーンスナック菓子	とうもろこし
5	みそ	大豆	17	コーンスターチ	とうもろこし
6	大豆煮豆	大豆	18	ポップコーン	とうもろこし
7	大豆生結及び結詰	大豆	19	冷凍とうもろこし	とうもろこし
8	きな粉	大豆	20	とうもろこし油粕及び搾粕	とうもろこし
9	いり豆	大豆	21	コーンフラワーを主な原材料とする食品	とうもろこし
10	No.1-9を主な原材料とする食品	大豆	22	コーングリッツを主な原材料とする食品*	とうもろこし
11	大豆（飼料用）を主な原材料とする食品	大豆	23	とうもろこし（飼料用）を主な原材料とする食品	とうもろこし
12	大豆粉を主な原材料とする食品	大豆	24	No.15-20を主な原材料とする食品	とうもろこし

*コーンフレークを除く

遺伝子組換え表示対象と対象外

表示対象

遺伝子を組換えた食品を主な原材料とした場合、全原材料中重量が上位3品目の中に含まれ、かつ全原材料に占める重量が5%以上のものが表示対象となります。



表示の対象外

遺伝子を組換えた食品を原材料にしても次の加工食品は表示の対象外になります。

- ①組換え遺伝子及びたんぱく質が除去、分解されている食品
醤油、大豆油、コーン油、コーンフレーク、マッシュポテトなど。
- ②遺伝子組換え食品が主な原材料となっていないもの
具体的には、全原材料中重量が上位3品目以外か、又は全原材料に占める重量が5%未満のものは表示義務がありません。

HOW? どのように表示されるのか

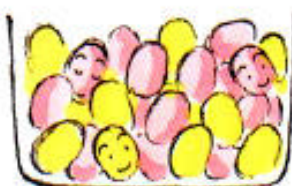
①遺伝子組換え食品を使っている場合



義務表示

「遺伝子組換え」等

②遺伝子組換え食品を使っているかどうかわからない場合



義務表示

「遺伝子組換え不分別」等

③遺伝子組換え食品を使っていない場合



任意表示

「遺伝子組換えでない」等



「遺伝子組換え」

- (1)品名 大豆加工食品
- (2)原材料名 大豆 ()
- (3)内容量 50g
- (4)品質保持期限 2001.6.1
- (5)保存方法 10度以下で保存
- (6)製造者 ABC株式会社
横浜市中区日本大通り×○



「遺伝子組換えでない」